

令和7年度包括外部監査結果報告書における指摘事項等一覧
(包括外部監査における「指摘」、「意見」への対応について)

岩手県総務部行政経営推進課
令和8年8月1日時点

特定のテーマ：観光の振興に関する施策に係る財務事務の執行について

1 監査の結果（指摘）関連：9件

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当室課	措置計画（令和8年8月1日現在）	
						区分	概要
施設や設備に係る事項	指摘	1	■備品の状況確認について 平泉世界遺産ガイドダンスセンターにある備品のうち、管理運営者に無償貸与している備品は、管理運営者が毎年備品管理一覧表と照合を行い、県に対し管理報告書により備品の状況を報告することが岩手県立平泉世界遺産ガイドダンスセンター指定管理業務に関する基本協定書において定められているが、実際に提出された管理報告書では、管理報告書の様式に記載されている文言がそのまま記載されているのみで、照合後の備品一覧表の写しの添付もされていなかった。 本来は、基本協定書の定めのとおり、照合後の備品一覧表の写しを添付すべきである。また、管理報告書の備品の状況の記載も、基本協定書の様式に記載されている文言をそのまま記載するだけでなく、指定管理者による備品の照合の実施日時、実施した結果等を記載するよう検討されたい。	文化スポーツ部	文化振興課	措置済	新指定管理者（アクティオ株式会社）に対し令和8年2月25日に実地調査を行い、管理報告書を提出する際には、基本協定書に基づき、照合後の備品一覧表を必ず添付すること及び照合の実施日時・実施者・結果を具体的に記載することを指示した。 令和8年3月31日付で提出された管理報告書は、照合の実施日時、実施者、照合結果の記載及び備品一覧表が添付されていることを確認した。
事務の適正性	指摘	2	■業務の再委託について 民間事業者に業務委託して実施している岩手県公認VTuber「岩手さちこ」による岩手の魅力発信について、プロポーザル時の提案書には一部事業を第三者に再委託する旨が記載され、委託契約書においても再委託の際の書面報告義務について定めているにも関わらず、再委託に関する必要事項報告がなされていない。 県が認知しない第三者が業務に関与することによる業務の品質低下や、情報漏洩、責任の所在が不明瞭になる等のリスクを低減させるため、委託契約書の規定に基づき、適切に再委託の詳細についての報告の受領や承認行為を行う必要がある。	商工労働観光部	観光・プロモーション室	措置済	令和7年度の業務委託においては、再委託の実績はなかった。 また、令和8年度の業務委託についても、委託業者から再委託を実施しない旨の確認を受けている。 なお、今後再委託が発生する場合には、書面により必要事項の報告を求めた上で、所要の承認手続等を適正に実施するものとする。
収益に係る事項	指摘	3	■賃貸料の適切な設定について 令和6年度に入居3企業・団体から収受した、いわて観光経済交流センターの賃貸に係る行政財産使用料（賃貸料）が、建物の公有財産上の耐用年数登録が誤っていることにより過少となっていた。 年間賃貸料は「財産の適正な時価×8%×賃貸面積割合×減免割合」という算式で算定され、「財産の適正な時価」の再評価は公有財産（建物・工作物）再評価要領に基づき行われる。しかし、再評価要領に基づく適切な再評価が実施されているか確認したところ、耐用年数65年とすべきところを50年としており、規定する方法と異なる方法で再評価が行われていた。 誤った財産区分により過大な償却率（減価率）が採用されると、交流センター建物の台帳価格が過少となり、県が収受すべき賃貸料も過少となる。県は、再評価要領に基づく再評価を適切に実施し、適切な額の賃貸料を設定する必要がある。	総務部 (商工労働観光部)	管財課 (商工企画室)	措置済	いわて観光経済交流センターの財産台帳上の現在価格について、令和8年1月に商工企画室による修正登録を行い、システムベンダーが合わせて財産台帳上の耐用年数を50年から65年に修正した。2月にベンダーから修正後の財産台帳の納付を受け、管財課から財産所管部局である商工労働観光部に送付し、共有が完了した。 修正後の台帳価格に基づき、令和8年度から適正価格での使用料の徴収を行っている。

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当室課	措置計画（令和8年8月1日現在）	
						区分	概要
事務の適正性	指摘	4	■台湾チャーター便等助成金交付対象時期の誤りについて 岩手県空港利用促進協議会が定めるいわて花巻空港台湾定期チャーター便等利用旅行商品助成金交付要領では、助成金の対象となる旅行商品は最終日より区分される旨が定められており、令和6年度においては、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに旅行が終了した旅行商品が対象となるが、令和6年度第4四半期に係る助成金の対象として、本来は交付対象とはならない旅行商品（令和7年3月29日出発、同年4月2日終了）が含まれていた。 台湾チャーター便等助成金の交付主体は県とは別団体である促進協議会ではあるものの、当該協議会の事務局を県が担い、県職員が協議会事務局の書記として助成金の支給に係る事務処理を行っていることから、今後、対象期間を始めとする助成金の交付要件に対する認識を新たにし適正な事務処理の徹底を図るとともに、当該助成金に関する申請書類の取りまとめ等の業務を委ねている向日遊顧問有限公司に対しても周知を徹底されたい。 なお、影響額は31,000円程度であり、実際に県内宿泊を伴う旅行が行われたことはツアー手配依頼書等にて確認ができることから、令和7年度においても、県からの負担金を財源とする同一要件の台湾チャーター便等助成金が継続して行われているのであれば、旅行会社からの当該助成金の返還等については柔軟な対応を検討されたい。	商工労働観光部	観光・プロモーション室	措置済	当該協議会内において交付要件を再確認したうえで、申請事業者に対し、周知を徹底した。 なお、当助成金は令和7年度も継続して実施しており、助成金の二重交付や超過交付などはされていないことから、返還事由の対象としない。また、この取扱いについては当該協議会に確認し、今般の事務処理に際し、会計処理上問題がないことを確認済みである。
事務の適正性	指摘	5	■再委託承諾手続の不備について 「いわての新しい観光推進体制整備事業業務」のうち、デジタルマーケティング事業に関する「いわて観光データマネジメントプラットフォーム運営等業務」は、受託者から他社に再委託されているが、再委託の申請及び承諾に係る書面が作成されていない。再委託の承諾にあたっては、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託金額とともに、再委託先における情報セキュリティ確保の方策や再委託先の行為に係る責任の所在等を明確にする必要がある。 特に本件業務は再委託を行う業務の範囲や必要性等の判断が容易な業務ではないことから、書面による再委託の申請及び承諾手続を採り、当該再委託の必要性や情報セキュリティ確保の方策等を明確化することが必要である。 県は速やかに再委託の承諾に要する情報を整理し、契約書上、「あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。」のように書面による承諾手続を要することを明示し、運用を徹底されたい。 また、例えば、令和7年5月に県が事業者の募集に際して公表した「平泉の文化遺産WEBサイト再構築業務」の業務仕様書においては、再委託を認める場合の条件や承諾手続の詳細が定められている。本業務においても、事前に再委託を認める場合の条件や再委託承諾申請書のひな形・記載事項等を含む承諾手続の詳細を仕様書に明示する等、手続の明確化を併せて図られたい。	商工労働観光部	観光・プロモーション室	措置済	令和7年度以降の委託業務において、書面による承諾手続を設け、再委託内容を明らかにした書面により、再委託の手続きを実施している。

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当室課	措置計画（令和8年8月1日現在）	
						区分	概要
事務の適正性	指摘	6	■補助対象経費の確認について 本補助金は、三陸地域を目的地とする貸切バスを使用した教育旅行を催行した場合に要する経費に対する補助を行うことにより、教育旅行による誘客が期待される事業であり、補助対象事業者は、教育旅行を催行する旅行者である。補助対象経費は、貸切バス等利用運送の料金の他、宿泊料金、食事代、ガイド代、サービス料金、入場料、旅行計画作成にかかる企画料金、広告費その他催行に要する経費も含まれており、県は、補助対象経費の証憑資料として旅行者が学校側へ提示した旅行代金内訳書を要綱により定めている。 本来、補助金支給における補助対象経費は、補助対象事業者（旅行者）自身が支払った経費であることが最も適当である。一方、本補助金の要綱において規定されている旅行者が学校側へ提示した旅行代金内訳書は、学校側が補助対象事業者である旅行会社へ支払う金額について当該旅行者自身が作成したものであり、実績確認における証憑資料としては適切ではない。 したがって、補助対象事業者（旅行者）が補助対象経費を実際に支払ったことを確認する証憑資料について精査の上、補助金交付要綱等への明確な記載が必要である。	商工労働観光部	観光・プロモーション室	措置済	補助対象事業者（旅行者）が補助対象経費を実際に支払ったことを確認する証憑資料について精査を行い、いわて教育旅行誘致促進事業費補助金交付要綱（令和8年4月1日改正）において、補助対象経費を岩手県への教育旅行の阻害要因の1つとなっている貸切バス利用に要する経費に限定するとともに、その補助対象経費の実績を確認する資料を貸切バス利用証明書兼領収証明書等に整理した。
事務の適正性	指摘	7	■新商品・地域サービス開発事業の助成対象経費の確認について 助成金交付要項で定める助成対象経費は、原則、助成金交付決定の日から助成事業期間内に支払及び納品が完了した経費に限ることとなっており、助成事業期間は令和7年2月15日までとなっているが、助成対象事業の一つに、助成事業期間の令和7年2月15日を超え、2月19日に支払が行われた経費が実績報告書に含まれているものがあつた。 事業自体は期間内の2月15日までに完了しており、資金繰りの悪化により支払が4日遅れたというやむを得ないものと認められるため、当該支払分を助成対象経費と認め、決裁手続を経た上で、助成金を交付しているが、その確認過程で参考情報として入手した事業者（10月決算）の令和6年10月期の貸借対照表及び損益計算書は、各段階損益や大科目の合計金額が適切に計算されておらず、決算作業が適切になされているか疑念が残るものであつたほか、事業者が作成した助成金の実績報告書の提出日は令和7年2月28日であり、決算日から4ヶ月を経過していることを考慮すると、少なくとも、適切な決算作業を経て作成された貸借対照表及び損益計算書を提出してもらうことが必要である。 また、資金繰り悪化の理由として、令和6年12月以降に売上が急減したこと等をあげていたことを踏まえれば、資金繰り悪化の状況を確認する書類としては、令和6年12月以降の事業者の会計帳簿である総勘定元帳や、預金通帳の提出を依頼することも検討すべきである。	ふるさと振興部	県北・沿岸振興室	措置済	本件については、助成対象事業そのものは事業期間内に完了していたことに加え、事業者から提出された報告書により資金繰り悪化に至った経緯及び支払遅延の理由が確認されたことから、個別の事情を勘案し、例外的に助成対象経費として取り扱うこととしたものである。 なお、不備のあつた決算報告書については、事業者から再提出を受け、決算報告書及び経過に係る説明書を踏まえ、キャッシュフロー悪化の状況を確認した。 今後は、助成対象経費の確認に当たり、助成要領に基づく適正な支出時期の確認を徹底するとともに、例外的に事業期間外の支払いを認める場合には、その合理性及び相当性について関係資料に基づきより慎重に判断を行うこととする。
事業の有効性 （事業成果の把握）	指摘	8	■KPI達成状況（サイトアクセス数）の評価について さんりく基金は、設定する目標値（KPI）の一つとして、三陸観光ポータルサイト「さんりく旅するべ〜いわて三陸観光ガイド〜」へのサイトアクセス数を設定しているが、サイトアクセス数の集積方法がKPI設定当初から変更されているにも関わらず、新たな集積方法に対応するKPIの再設定が行われておらず、KPI達成状況の評価が実質的に行われていない。 令和6年度の三陸ポータルサイトアクセス実績数が目標値を大きく下回っている要因として「データ集積ツールが変更され、変更後のツールではサイトアクセス数が少なく集計されてしまうため」としているが、下振れの外的要因の一つを説明しているにすぎず、事業自体の「積極的な情報発信」が行われたか否かという評価がなされていない。あるべき方法として、変更後のツールにおけるKPIを再設定し、実績値と比較することで、初めてKPI達成状況が評価可能となる。 さんりく基金は、変更後のツールをベースとするKPI（サイトアクセス数）を再設定し、実績と比較することで、「積極的な情報発信」がなされたか否かの評価を行うべきである。	ふるさと振興部	県北・沿岸振興室	措置済	令和8年3月、データ集積方法の変更と変更前の実績等を踏まえ、令和8年度のサイトアクセス数の目標値を1,200,000PVから760,000PVへ再設定した。 今後は、実績値との適切な比較により評価を実施するなど、KPIによる進捗管理の充実を図る。 なお、令和7年度においては、ポータルサイト「さんりく旅するべ」において、観光ルート、観光施設、宿泊施設、体験プログラム、食、土産、イベント等の三陸地域の観光情報の充実と共に、各種SNSとの連携により情報発信を強化している。

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当室課	措置計画（令和8年8月1日現在）	
						区分	概要
収益に係る事項	指摘	9	■教育旅行受入宿泊施設支援緊急対策事業の会計処理について 県観光協会が県から受託している教育旅行受入施設支援緊急対策事業の宿泊施設に対する支給金事務について、県観光協会は、令和7年2月4日付で県に請求額15,168千円の委託料前金払請求書を提出し、3月3日に県から入金された同額を前受金に計上の上、3月31日に受託事業収入に振り替えている。 一方、県観光協会が令和7年3月末までに申請を受けた件数は43件で、3月末までに実績報告書を受領したものは28件あり、うち26件について3月末までに支給金額の確定通知を申請者に発送している。支給金額が確定していない事案がある状況で、3月末に前受金全額を受託事業収入に振り替える会計処理は適切とはいえない。 3月末までに申請者に確定通知を発送した26件の支給総額は5,150千円であり、確定通知を発送した事案に対応して前受金を受託事業収入に振り替える場合、15,168千円の前受金のうち3月末受託事業収入に振り替えられる金額は5,150千円となる。この場合、県観光協会の令和7年3月期の損益計算書に計上されている受託事業収入は、約10,000千円が過大となる。 事業委託の契約期間（令和7年1月16日から令和7年11月28日まで）が県観光協会の決算期をまたいでいることが特徴の一つとなっているが、契約期間の途中に決算期が到来することを踏まえて会計処理を行う必要があった。 今後、同様の委託事業がある場合は、会計処理に留意する必要がある。	商工労働観光部	観光・プロモーション室	措置済	今後、本件と同様の事案が生じた場合には、前金払い請求により受領した金額のうち、支援金の支給額と同額を「受託事業収入」として計上し、残額については「前受金」として処理することについて、複数の経理事務関係者において留意事項として内容を共有した。

2 監査の結果に添えて提出する意見関連：43件

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当課等	措置計画（令和8年8月1日現在）	
						区分	概要
事業の有効性 （事業内容の 検討）	意見	1	■台北線・上海線への対応について 令和6年度の花巻空港の乗降客数は、国内線は新型コロナウイルス感染症流行前の水準を超えているが、国際線は水準を下回っている。 花巻空港の利用を通じて交流人口を拡大し、経済効果を県内に波及させるとともに、岩手県の価値や魅力の全国、海外への発信に繋げるという事業目的のためには、国際線の就航路線の充実を図ることが重要であり、平成31年1月から令和2年2月まで運航されていた上海線の継続的な運航を再開できるかがポイントの一つと考える。 促進協議会は、上海線に関し、航空会社に対する運航支援やトップセールスなどを実施しているが、継続的な運航を実現するためには、今後も様々な取組を行う必要があると考える。また、台北線についても、少なくとも現状の便数を維持するための対応は必要である。利用率の低い国際線は減便の対象となる可能性がある。花巻空港の台北線の令和6年度の利用率は86.2%で比較的に高いが、前年度の91.5%より減少しており、この傾向が続かないよう十分に留意する必要がある。 促進協議会は、上海線と台北線に関し、航空会社に対する運航支援やトップセールスなどを実施しているが、両路線とも継続的な運航が行われるよう取組を続けていく必要がある。	ふるさと振興部	交通政策室	措置済	令和7年度の国際定期便の利用率は87.9%（前年度比+1.7ポイント）と回復傾向にある。 台北線については、航空会社や旅行会社への働きかけやトップセールス等を継続的に実施するなど、令和8年度以降の運航に向けて取り組んできたところ。 また、上海線については、社会経済情勢等を注視しながら、大連経済事務所を通じた運航航空会社本社からの情報収集や、同社日本支社を通じた働きかけなど、運航再開に向けて引き続き取り組んでいく。
事業の有効性 （事業内容の 検討）	意見	2	■国際線の新規路線開拓について 国土交通省が公表している国際線就航状況によると、東日本の地方空港（新千歳空港は除く）の令和6年度の国際線（定期便）の運航状況は、台北線が最も多く、ソウル線、上海線が次いでいる。 国際線は、休止路線の再開や既存路線の維持が重要だが、新規路線の開拓にも努める必要があり、県及び促進協議会は、十分な対応を図る必要がある。	ふるさと振興部	交通政策室	措置済	韓国線の定期便化に向けて双方向チャーター便が継続的に運航されるよう、チャーター便運航の周知を図るほか、催行する旅行会社等への支援に取り組むなど、県及び岩手県空港利用促進協議会が連携しながら、新規路線の開拓に取り組んできたところ。 また、これまで運航実績のある国・地域以外からのチャーター便の誘致についても、県及び協議会が連携し、旅行会社に対する働きかけなど引き続き実施していく。
事業の有効性 （事業成果の 把握）	意見	3	■国内線のプロモーション活動・イベント活動の成果について 令和7年度の国内線の冬ダイヤについて、花巻空港では、年間を通じた利用率や需給バランスを踏まえた判断として、フジドリームエアラインズ（FDA）が神戸線の定期便を運休しているほか、日本航空（JAL）も福岡線を運休している。 一方、FDAは1日1往復の定期便を新たに開設している。 国土交通省が公表している航空輸送統計年報によると、令和6年度の国内のローカル線の座席利用率は74.7%であった。花巻空港から発着する路線はローカル線に区分されるが、県が公表している神戸線の利用率は61.9%と国内平均を大きく下回っている。これに対し、国内線全般に機材不足や運航人員不足を背景とした減便の動きも見られる。 県及び促進協議会が神戸線に関し実施している、いわて花巻－神戸線PR隊を起用したPR活動、就航地でのPR活動、広告プロモーション活動などのプロモーション活動、イベント活動については、利用率が低調である状況に対し、このようなプロモーションがどの程度効果を上げているのか、今後も同様の取組を続けることで良いのかなどを検討する必要がある。また、神戸線以外の国内線についてもプロモーション活動やイベント活動を行っていることから、これらについても同様の検討が必要である。	ふるさと振興部	交通政策室	措置済	県及び岩手県空港利用促進協議会では、これまで国内線の利用促進を図るため、就航地におけるPR活動として、PR隊の派遣や各種イベントへの参加など、多様な展開をし、利用率の向上、路線の維持に取り組んできたところ。これらのプロモーション活動は、直ちに利用率として顕在化しにくい側面があるものの、認知度の向上や潜在需要の喚起、旅行需要の創出といった観点から、中長期的に路線維持・利用促進に資する基盤形成に寄与していると考えている。このため、今後のプロモーション活動のあり方について検討し、これまでの取組を継続することを基本としつつも、ターゲット層の明確化や就航地との双方向での誘客施策への転換など、より効果的な取組となるよう新たな視点で、随時、見直しを図っていくこととした。

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当課等	措置計画（令和8年8月1日現在）	
						区分	概要
事業の有効性 （事業内容の 検討）	意見	4	■二次交通支援について 県は、花巻空港から鉄道駅（JR花巻駅・JR新花巻駅）までの二次交通の充実に向け、当該区間の移動需要を把握するため、花巻地区タクシー業協同組合と連携し、令和6年11月1日から12月15日まで、対象区間のタクシーを片道1,000円で利用できるキャンペーンを実施し、計278件の利用があった。これら利用者のほとんどが国内線利用者であったことから、国際線利用客のデータを得るため、令和7年度も同キャンペーンを実施している。 空港駐車場を利用することが難しい県外在住者等にとっては、空港アクセスとしての二次交通は重要なポイントである。花巻空港は徒歩圏内に鉄道駅がないため、県外在住者等は、タクシー、アクセスバス、レンタカーなどで移動するケースが多いと思われる。花巻空港からは、JR花巻空港駅、JR盛岡駅、JR北上駅、安比高原との間でアクセスバスが運行されているが、比較的距離が近いJR花巻駅とJR新花巻駅にはアクセスバスが運行されていない。JR花巻駅はJR東北本線とJR釜石線が、JR新花巻駅は東北新幹線とJR釜石線が通っており、県外在住者等にも一定のニーズはあると思われる。 県及び促進協議会においては、これまでの二次交通支援の成果を踏まえ、花巻空港の二次交通のあり方について十分かつ速やかに検討する必要がある。	ふるさと振興部	交通政策室	措置済	県及びいわて花巻空港利用促進協議会においては、花巻空港から鉄道駅間のアクセス利便性向上に向け、タクシーを活用した実証的な取組として、対象区間の運賃支援キャンペーンを実施してきたところであり、令和6年度のキャンペーンでは278件の利用実績が確認された。また、令和7年度においても継続して利用実態の把握を行ったほか、令和8年3月には、北上市及び空港から北上工業団地までのシャトルバス運行事業者が実施した利用者アンケート結果について分析を行った。 これらの実証事業及びアンケート結果を踏まえ、花巻空港利用者の二次交通需要について整理した結果、鉄道駅（花巻駅、新花巻駅）へのアクセスニーズは一定程度認められるため、既存バス路線やタクシー等の交通手段との役割分担を図りながら空港利用者の利便性向上に向けて対応していくことが適当であるとの認識を関係者間で共有したところである。今後も、必要に応じて空港利用者の利便性向上に向けて取り組んでいく。
事業の有効性 （事業成果の 把握）	意見	5	■成果指標の設定について 本事業の成果指標として、「世界遺産パネル巡回展示の観覧者数」、「教員現地研修会の参加人数」が設定されているが、「3つの世界遺産魅力発信・価値普及等業務委託」の催事（「ピースでつなぐ いわて3つの世界遺産展」及び「いわて世界遺産まつり in 御所野遺跡」）については、成果指標が設定されていない。 事業費総額のうち、この二つの催事に関する委託料が3/4超を占めている状況を鑑みると、これらの催事に関する成果指標を設定した上で事業を実施し、成果指標の実績値を把握して、今後の事業実施に役立てることが望ましい。	文化スポーツ部	文化振興課	措置済	成果指標の設定については、世界遺産の価値を効果的に普及できるよう事業を見直していくとともに、目的を精査し適切な指標の設定を行うこととした。
事業の有効性 （事業成果の 把握）	意見	6	■実施事業の成果に係る目標値の設定及び効果測定について ソウル事務所では様々な事業を実施しているが、個別の事業に関連するKPIが設定されていない。年間の事業実施報告書においても、各事業の実施内容は記載されているが、客観的な事業成果についての記載は乏しい。 例えば、実施報告書におけるWeb活用情報発信事業の報告内容として、発信した記事数とそれに対するページビューが記載されているが、目標とするページビューと、その比較等によってなされる事業評価が行われていない。また、旅行商品造成支援事業においては、オンラインでの観光商談会を開催した旨と商談会内容が記載されているが、商談結果としての契約締結数や契約規模等の客観的な成果指標についての記載はない。 韓国人観光客の増加という最終目標に向け、現地に所在するソウル事務所が果たす役割は相応に認められるが、そのためには、最終目標につながる各事業の成果を定量的に把握・分析し、課題発見及び改善を行うPDCAプロセスの構築が重要と考える。県は、ソウル事務所が行う各事業のKPI設定・評価を行うことや、具体的・数値的な成果の報告を求めることが必要と考える。	商工労働観光部	観光・プロモーション室	措置済	ソウル事務所は、北東北三県および北海道と共同で設置し、連携して事業を実施していることから、事業内容の検討に当たっては各道県の意向を十分に踏まえ、足並みをそろえた対応が必要である。 このため、関係道県との調整を図りながら、令和9年3月に開催する担当者会議において、各事業におけるKPIの設定および効果測定の実施の在り方について整理を進め、適切な手法の導入について検討していく。

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当課等	措置計画（令和8年8月1日現在）	
						区分	概要
事業の有効性 （事業成果の把握）	意見	7	■単年度業務を直接的に評価可能なKPIの設定について 県は、岩手県公認VTuber「岩手さちこ」関連事業のKPI指標として、過去にアップした全ての動画の累計再生時間について「YouTube年間動画再生時間3,000時間」と定めているが、実績が大幅に下振れしており、岩手さちこ自体の知名度の底上げや、話題性のある動画の作成等が課題となっている。 当該業務は令和7年度を含めて約6年間継続しており、毎年度受託者を選定し、単年度契約にて事業を実施している。受託者が行った単年度事業を直接的に評価するためには、単年度に受託者が作成・アップした動画の視聴回数・視聴時間数等をKPIとして設定することが効果的であるほか、岩手さちこの主な活動の場がYouTubeである場合、より多数の視聴を見込める新動画を作成・公開できるかどうかVTuberとしての成否を分けるポイントとなり、新たな動画の視聴回数等を指標として設定し、モニタリングすることは大きな意味を持つ。県は、単年度にアップした動画の再生回数・再生時間等をKPIとして設定することも検討すべきである。 なお、現状の累計再生時間をKPIとすることを否定するものではなく、累計再生時間をKPIとして用いることに一定の効果は認められるため、KPIの併用も検討されたい。	商工労働観光部	観光・プロモーション室	措置済	令和8年度業務委託の仕様については、KPIの見直しを図り、「令和8年度制作動画のX及びYouTube公式アカウントにおける総視聴回数」を指標として設定した。 また、X公式アカウントにおける総視聴回数については、制作動画の拡散を目的とした投稿（ポスト）のみをKPIの対象とした。
事業の有効性 （事業成果の把握）	意見	8	■FDAネーミングライツ事業における「黄金の國、いわて。」号の稼働状況の報告受領について 県は、FDA（フジドリームエアラインズ）航空機のネーミングライツ（命名権）を取得し、同機を「黄金の國、いわて。」号と命名し、機体広告の掲示や機内アナウンスによる岩手県のPR、ヘッドレストカバーへの県広告掲載、機内誌への特集記事掲載、WEB広告等により岩手県の魅力を発信している。当委託業務は、旅行マインドが比較的高いと想定される旅客者に対し、直接的に岩手の魅力を発信することが可能であり、費用対効果は高い印象を持つ。 一方、県は年度末にFDAから業務完了報告書の提出を受けているが、「黄金の國、いわて。」号の稼働状況に対する報告はなく、結果として同機体の年間フライト本数や年間乗客数を把握できていない。広告効果を詳細に把握する観点から、「黄金の國、いわて。」号の稼働状況の報告を受けることが必要と考える。	商工労働観光部	観光・プロモーション室	措置済	令和8年度業務委託の仕様では、「黄金の國、いわて。」号の運航数について、県へ報告することとしている。 また、令和7年度業務委託では、業務完了報告時に、運航数及び搭乗者数（訴求対象人数）の稼働状況について報告を受け、広告効果の把握に努めた。
収益に係る事項	意見	9	■賃貸料の算定方法の変更について 交流センターの賃貸料について、令和6年度における減免考慮前の一坪あたり月額賃貸料は4,773円と算定される一方、近傍のオフィスビルは10,503円と算定されることから、交流センターの賃貸料は近隣相場と比較して非常に低額であり、賃貸料増額の余地がある。 また、当事業の令和6年度における収支状況は、理論上の最大収入11,478千円に対し、実支出23,562千円と、相当な支出過多となっている。通常、市場価格に基づく賃貸料の設定を行う限り、ここまでの赤字基調は想定されない。県の賃貸料設定は、実態として市場価格比較で相当低いことが推察される。 再評価後（償却後）の台帳価格をベースに賃貸料を決定する現状の方法は、市場価格を反映しておらず、相場比較で低額な賃貸料となってしまう可能性が認められる。今後、市場価格をより適切に反映できる賃貸料の算定方法への変更を検討されたい。具体的には、近傍同種ビルの賃貸料水準をベースに、個別の減額を行う方法の採用等が考えられる。	商工労働観光部	商工企画室 （産業経済交流課）	措置予定	市場価格をより適切に反映できる賃貸料の算定方法について、令和8年度中に関係部局と連携しながら検討を進める予定としている。
施設や設備に係る事項	意見	10	■空フロアの有効利用について 交流センターには、パーテーションで区切られた110.34㎡（33.5坪）の空フロアが存在しているが、同フロアは駅前の好立地にあり、相当規模の面積もある。今後、何らかの自己用途にて有効利用することや、賃借需要も相応に認められると想定されることから、個別の企業・団体への入居交渉のみならず、インターネット等で広く入居者の募集を行うことも検討されたい。	商工労働観光部	産業経済交流課	措置済	令和8年4月21日から、県ホームページにおける入居者の募集を開始した。 HP： https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/sangyoushinkou/kaigai/1098327.html

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当課等	措置計画（令和8年8月1日現在）	
						区分	概要
情報の管理及び分析の必要性	意見	11	■収支状況報告書の記載方法の見直しについて いわて銀河プラザの利用料金は、受託者収入として管理運営に要する費用に充てることとしているため、県は、受託者に対し、管理運営費の収支計画を提出させるほか、利用収入と管理運営費とに過不足が生じた場合は県と受託者で協議を行うこととしている。また、県は、利用収入と管理運営費とに過不足が生じていないかを確認するため、受託者に対し、委託業務完了時に収支状況報告書を提出させている。 収支状況報告書を閲覧したところ、収入決算額と支出決算額が一致することを前提に「収支決算額」を記載する様式となっており、収支内訳の科目欄には収入の発生源が記載され、金額も支出内訳はなく収入内訳のみが記載されていた。 利用収入と管理運営費の過不足額を把握し、利用料金が管理運営費に適切に充てられているかを確認するためには、収入決算額、支出決算額、収支差額と併せて、収入内訳、支出内訳もそれぞれ明確に記載させる必要がある。 県は、収入決算額及び内訳、支出決算額及び内訳、収支差額を記載できるよう、収支状況報告書の様式を見直されたい。	商工労働観光部	産業経済交流課	措置済	収支状況報告書の様式について、収入決算額及び内訳、支出決算額及び内訳並びに収支差額を明確に記載できる様式へ改め、令和8年4月1日以降に締結する契約から適用することとした。
事業の有効性（事業内容の検討）	意見	12	■他県アンテナショップとの比較を踏まえたいわて銀河プラザのあり方の検討について 2020年代に東京のアンテナショップを閉店する地方公共団体が出てきている状況でも、いわて銀河プラザでは、前年比110.9%の売上高563百万円、前年比107.8%の購買客数206,716人を記録し、一定の成果を挙げている。 一方、県は、いわて銀河プラザの賃料と水道光熱費を合わせて120百万円ほど負担しており、費用対効果を直接的に測定することは難しいため、最終的な維持存続の判断は県によるが、今後も存続させる場合は次の点について留意することが望まれる。 ①来訪者が当該地域に縁のある人に偏りがちである。 他県のアンテナショップの中には、その県に全く縁のない人にその県の良さをアピールする場合なのか、東京にいるその県の関係者が集う場なのか明確でないものが多いように思われた。しかし、いわて銀河プラザにおいては、住民、外国人、会社員、観光客、修学旅行生など多くの属性の人が来訪しているように見受けられ、地下鉄の駅が近く、向かいに歌舞伎座があり、銀座ながら比較的築地にも近いという土地柄をよく理解した運営がなされており、評価すべき点である。 ②売ることが目的か、知ってもらうことが目的かが不明確である。 アンテナショップでは、その県の名産品を商品として陳列している。本来、アンテナショップも店舗である以上、売れ筋の商品を多く陳列したいはずであるが、地方公共団体運営のアンテナショップでは、それが県の名産品であれば、高額商品など売れることが望めないものでも一定の陳列スペースを割かざるを得ない。この点、他県のアンテナショップでは、高額な伝統工芸品などに多くのスペースを割いているところもあれば、あまりスペースを割いていないところもあり、様々であった。いわて銀河プラザは、それらのバランスは悪くないと思われる。一方、他県のアンテナショップではイートインに力を入れているところが多く見受けられた。イートインは売ることと知ってもらうことを比較的低負担で両立できるため効率的でもある。いわて銀河プラザでもイベント的に実施することがあるが、今後も検討していくことを勧めたい。 ③観光情報提供サービスについては将来的に改善が必要である。 他県のアンテナショップでもいわて銀河プラザでも同様であったが、監査人が来店した際、人が訪問している様子は見られなかった。チラシが多く置いてあり、来訪者が勝手に取っていく場合もあるが、相談窓口のようなものがある場合も多い。このアンテナショップに設置されている観光情報提供サービスに関する県のデータによると全く来訪者がいないわけではないことはわかるが、大概の情報がネット経由で入手可能な時代にあつては、若い人ほど有人窓口を利用しなくなる傾向は強いと思われる。これらの有人窓口にどの程度需要があり続けるかは、今後注視していく必要がある。	商工労働観光部	産業経済交流課	措置済	幅広い客層の獲得に当たっては、インバウンド対応を含め、店頭表示の多言語化や外国語版ホームページの運用等により外国人来訪者への訴求強化を図るとともに、イベント開催、情報発信及び店外出店の拡大等により来訪機会の創出と新規来訪者の獲得に取り組んでおり、県に縁のない来訪者も含めた多様な層の利用が図られている。 「販売」と「認知拡大」の両立に向けては、イベントコーナーを活用したイートイン販売を令和6年度に試験的に実施したところであり、常設化に当たっては店舗運営への影響や費用負担の整理等の課題があることから、今後も運営受託者と協議しながら検討を進めていく。 観光情報提供については、利用実態の把握を行っており、令和7年度（12月末現在）の相談件数は、計10,039件（来訪6,689件、電話3,350件）となっているほか、過去年度においても1万件前後で推移しているなど、一定の利用が継続している状況が認められる。 インターネットを利用した情報収集が一般化する中にあっても、対面及び電話による相談については、きめ細かな情報提供を求める利用者やデジタル手段に必ずしも馴染まない利用者にとって、一定の需要があるものと考えられる。 こうした利用実態の推移を注視し、観光情報サービスの今後の在り方について研究していくこととする。

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当課等	措置計画（令和8年8月1日現在）	
						区分	概要
情報の管理及び分析の必要性	意見	13	■負担金の見直しについて 三県協議会の本体は、国際観光部会への繰出金2,986千円を支出しても2,169千円の次年度繰越金が生じている。一方、国際観光部会は収入の77.6%を本体からの繰入金で賄いながら事業を行っており、次年度繰越額は42千円と殆ど生じていない。また、直近3ヶ年は事業内容や予算規模が同程度であるが、次年度繰越金は増加傾向にある。 三県協議会の事業内容や予算規模の見直し如何にもよるが、今後同程度を維持するとしても、次年度繰越金を考慮すると、負担金を減額する余地があると考えられるため、負担金の見直し（減額）について三県協議会で検討されたい。	商工労働観光部	観光・プロモーション室	措置済	令和6年度中に会員間で負担金の見直しを検討しており、令和7年5月の総会において、令和6年度比総額△936千円の負担金とする収支予算案を提案し、承認された。
事業の有効性（事業内容の検討）	意見	14	■国際観光部会のあり方の検討について 令和6年度の国際観光部会の収入は、市町村からの負担金収入792千円と三県協議会本体からの繰入金2,986千円で全体の97.6%を占めており、市町村からの負担金収入となる会費は、市が104千円、町村が42千円であるが、近年は退会が相次ぎ、会員数は設立時の35市町村から令和6年度は10市町村まで減少している。今後も会員数が減少し、市町村からの負担金収入が減少していく可能性が高く、国際観光部会をあえて特別会計とする必要性は低い。 また、国際観光部会が行っているインバウンド誘客事業の担い手は国際観光部会に限られない状況にある。東北観光推進機構では、北東北三県の観光担当部長が理事に就任しており、三県協議会本体の会員全員が正会員として加入していることも考慮すると、東北地方のインバウンド誘客事業が一本化されており、同様の事業実施主体を北東北エリアで独自に持つ必要性は低い。 財政的観点からも事業内容の観点からも、国際観光部会の存在意義は設立時から時の経過に伴い薄れてきているため、国際観光部会のあり方について、三県協議会で廃止も含めて検討されたい。	商工労働観光部	観光・プロモーション室	措置済	令和8年6月の総会において、国際観光部会廃止を提案し、承認された。
情報の管理及び分析の必要性	意見	15	■規約の見直しについて 三県協議会は、「北東北三県観光振興アクションプラン」及び「北東北三県外客来訪促進計画」に基づき観光振興事業を実施する旨が規定されている。 「北東北三県観光振興アクションプラン」は、観光庁管轄の「観光立国推進基本計画」に基づく地域単位の計画として令和2年7月に策定され、現在は令和5年度から令和7年度を計画期間とする改訂版となっている。一方、「北東北三県外客来訪促進計画」は、平成9年の第1回北東北知事サミットの合意に基づき策定され、平成11年に旧運輸省の同意を得て以降、更新されていない。 「北東北三県外客来訪促進計画」ではなく「北東北三県観光振興アクションプラン」に基づき観光振興事業を実施している現状に合わせて、規約を見直すことを三県協議会で検討されたい。	商工労働観光部	観光・プロモーション室	措置済	令和8年6月の総会において、規約中の「北東北三県外客来訪促進計画」を削除し、「北東北三県観光振興アクションプラン」に基づき観光振興事業を実施する内容への改正を提案し、承認された。
情報の管理及び分析の必要性	意見	16	■実績報告書（支出実績）の確認について 令和6年度岩手県観光地点パラメータ調査業務委託契約書及び令和6年度岩手県観光地点パラメータ調査業務仕様書によると、委託料7,579,000円は概算額であり、業務完了後に精算を行うものとされているため、委託業務に要した経費の実績額について、その妥当性や適切性等をより慎重に確かめることが求められる。しかし、県は、委託業務完了報告書に添付されている業務実績報告書について、仕様を満たしていることの確認及び支出実績の合計額が委託金額を下回っていないことの確認を行っているのみで、支出実績の詳細を検証していない。 したがって、支出実績と見積書の比較等により、委託業務に要した経費の実績額の妥当性や適切性等をより慎重に確かめるとともに、確認事項の証跡を残されたい。	商工労働観光部	観光・プロモーション室	措置済	完了確認時に仕様書「6 契約に関する条件」(6)に基づき、委託事業に要した経費の実績額を精査し、その旨、記載を残すこととし、令和6年度事業についても支出実績の詳細を検証し、その支出が適切・妥当であったことを確認した。

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当課等	措置計画（令和8年8月1日現在）	
						区分	概要
情報の管理及び分析の必要性	意見	17	■いわて観光キャンペーン推進協議会の繰越金について 令和6年度いわて観光キャンペーン推進協議会決算において生じた19,568千円の繰越金は、同年度の会費収入35,655千円の54.8%に相当する。県によると、新型コロナウイルス感染症蔓延時に多くのキャンペーン等の縮減や中止等があったことが主な要因であり、その後は解消に努めているとのことだが、キャンペーン事業や宣伝誘客事業費で相対的に多額の不用額が生じており、繰越金の解消には至っていない。 必要性の低い事業を無理に行う必要はないが、誘客効果の高い事業を企画し効果的な執行に努め、過大な繰越金が残らないよういわて観光キャンペーン推進協議会へ促されたい。また、その上でもなお継続的に多額の繰越金が生じる場合は、会費負担額の見直しについても検討するよう同協議会へ促されたい。	商工労働観光部	観光・プロモーション室	措置済	当協議会において、総会後に会費請求を行う運営形態としていることから、当該期間の運営資金として、一定額の繰越金を確保する必要があるものと認識している。一方で、繰越金が多額となっている現状を踏まえ、今後は、誘客効果の高い事業の企画及び事業内容の見直しを進め、適切な予算執行に努めることにより、繰越金が多額とならないよう適正な水準の確保を図っていく。 また、これらの取組を通じてもお繰越金が恒常的に多額となる場合には、会費負担の在り方についても必要に応じて検討していく。
事務の適正性	意見	18	■いわて観光キャンペーン推進協議会が行う随意契約について 「いわて観光キャンペーン推進協議会事務局規程」には契約締結方法を含む財務に関する定めはなく、同協議会では県の会計規則等に準じ財務事務に係る手続を行っており、首都圏向けの観光PRイベント等の実施業務を委託する秋季観光キャンペーン首都圏向け観光情報発信事業実施業務委託契約は、自治令第167条の2第1項第2号を根拠として随意契約を締結しているが、本件委託業務自体は必ずしも当該事業者のみが提供可能なものとは判断できないほか、決裁文書の随意契約理由にも、当該事業者でなければ提供できない業務であることは示されていない。 同協議会は、県とは別個の任意団体ではあるものの、県や関係市町村からの負担金を中心的な財源として事業を行い、事務局も県が務めていることから、県の会計規則等に準じて財務事務を行うことは合理性を有するため、本件委託業務に限らず、同協議会が自治令第167条の2第1項第2号を根拠として随意契約を締結している案件については、あらためて随意契約理由に該当するか見直し、該当する場合には、決裁文書における「随意契約理由」にその旨を明確に記載するよう同協議会へ促されたい。 また、明確な根拠付けが難しい場合には、競争入札やプロポーザル方式等により業者選定を行うことを同協議会へ促されたい。	商工労働観光部	観光・プロモーション室	措置済	意見を踏まえ、令和7年11月以降の業務委託契約については、手続の適正化を図る観点から、同協議会の事業において、随意契約とする場合の根拠・理由を明確に記載するよう見直しを実施したところである。 また、事業の内容によっては、プロポーザル方式等の導入を行うなど、透明性及び競争性の確保に配慮した業者選定を行っていく。
事業の有効性（事業成果の把握）	意見	19	■各種キャンペーンの事業効果の把握について 県は、岩手秋季観光キャンペーンの実施により、令和6年度のキャンペーン期間中（10月～12月）の延宿泊者数は前年比で増加しており、例年同時期の状況に対し、一定の効果はあったとしている。確かに、同期間における東北6県の対前年度増加率やコロナ禍前の水準を上回っており、県内宿泊者数が増加基調にあることが見て取れるほか、この傾向は外国人宿泊者を除いた場合も同様に当てはまっているが、全国規模で見ると、岩手県を含む東北6県における宿泊者数の回復は遅れており、全国に遠く及ばない水準にある。 誘客数の観点からは、岩手秋季観光キャンペーンを実施することによるマイナスの影響は生じないが、費用対効果の観点からは、可能な限りキャンペーンの主な対象に焦点を絞った効果測定を行い、適宜、実施手法等の見直しを図ることが望ましい。 宿泊者数等の増減には、各種キャンペーン等の影響以上に国全体の社会経済の動向や天候等の影響も大きく、岩手秋季観光キャンペーンが宿泊者数等に与える影響を特定することは困難な部分もあるが、キャンペーンの費用対効果等を定量的に把握し、施策の見直しにつなげられるよう、キャンペーンの成果を反映し得る指標等の検討を継続的に進められたい。	商工労働観光部	観光・プロモーション室	措置済	キャンペーンの費用対効果をより的確に把握するため、可能な限り対象を明確にした効果測定の手法の検討を進めるとともに、施策の成果を適切に反映し得る指標の設定について継続的に検討を行っていく。 具体的には、ポスターで取り上げた観光地における入込数の変化や、旅行商品造成・催行支援事業及びコンテンツ造成支援事業に係る助成金の実績等を基に効果の把握を行うほか、J R 東日本と連携した取組については、同社における効果測定結果についても、可能な範囲で共有いただくよう見直しを図ることとしている。

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当課等	措置計画（令和8年8月1日現在）	
						区分	概要
情報の管理及び分析の必要性	意見	20	■台湾チャーター便等助成金に係る内訳書様式の見直しについて いわて花巻空港台湾定期チャーター便等利用旅行商品助成金交付要領で定める申請書兼請求書の様式では、裏面の「内訳書」に旅行商品ごとの参加（宿泊）人数等の内訳を記載することとされているが、助成金の交付対象となる実施時期を対象旅行商品の最終日より区分する旨が要件として定められているにも関わらず、当該内訳書では旅行商品の「最終日」の記載を求めている。 ツアー日程や宿泊先等を記載したツアー情報の添付も求めていることから、補助要件を満たすか否かは確認可能ではあるが、「最終日」（もしくは旅行期間）の記載を求める等、助成対象期間に含まれる旅行であることを明確に示す様式とするよう促進協議会に促されたい。	商工労働観光部	観光・プロモーション室	措置済	令和8年度より、内訳書様式に「出発日」ではなく「最終日」を記載するよう改正した。
事業の有効性（事業成果の把握）	意見	21	■台湾チャーター便等助成金による効果の検証について 新型コロナウイルス感染症蔓延前の令和元年度と比べ、台湾チャーター便等助成金の交付額は僅かに減少しているが、花巻空港国際線（台北線）利用者数は44%増加し、台湾からの県内外国人宿泊者数も19%増加している。実際は、台湾チャーター便等助成金以上に、台湾及び日台間の社会経済情勢の変化等が与える影響が大きいものと考えられる。 花巻空港国際線（台北線）利用者数や台湾からの県内外国人宿泊者数が新型コロナウイルス感染症蔓延前の水準を回復してきたこの機会に、あらためて本助成制度が県内宿泊を伴う台湾からの旅行者数の増加や花巻空港定期国際線の維持にどの程度寄与しているのか、県としてより有効な誘客制度を構築する視点で検証されたい。	商工労働観光部	観光・プロモーション室	措置済	本助成は県内宿泊数が増えるほど助成額も増加するものであるから、現地旅行会社が旅行商品を企画・造成する際に、県内宿泊数を増やす効果が一定程度期待できるとともに、搭乗率の向上に寄与する事業である。 一方で、本助成制度が県内宿泊を伴う台湾からの旅行者数の増加や花巻空港定期国際線の維持にどの程度寄与しているのかについては、引き続き検証が必要であることから、令和8年9月から12月にかけて効果検証を実施し、その結果を踏まえて来年度事業に反映するとともに、県としてより有効な制度のあり方を検討していく。
情報の管理及び分析の必要性	意見	22	■岩手県大連経済事務所における中国誘客促進事業に係る負担金に係る収支実績の確認について 岩手県大連経済事務所における令和6年度の中国誘客促進事業に係る負担金1,500千円は県商工労働観光部観光・プロモーション室の負担分であり、促進協議会の負担分1,200千円と合わせて2,700千円が公益財団法人いわて産業振興センターに対する負担金として支出されている。 当該負担金に関し提出された実績報告書では、実施した事業内容は報告されているが、当該事業実施に要した費用に関する報告はされていない。 当該負担金は、実施した中国誘客促進事業費の県負担分を拠出するものであり、拠出額の妥当性を確認するため、毎年度、資金施行計画と実績値報告を受け、県の負担金額が妥当であることを確認するよう運用方法を見直されたい。	商工労働観光部	観光・プロモーション室	措置済	県の拠出額の妥当性を確認するために、令和8年6月における担当者会議において、産業振興センターと協議し、令和7年度の実績報告分から事業内容や当該事業実施に要した費用について報告するよう改めた。
事務の適正性	意見	23	■委託業務の主たる部分の整理について いわての新しい観光推進体制整備事業業務委託は「(1)デジタルマーケティング事業」、「(2)観光地域づくり支援業務」及び「(3)その他業務」から構成され、(1)を11,173,800円（税抜：10,158,000円×1.1）で再委託しているが、この額は委託料全体（21,453,220円：税込）の52%程度に相当する。 本件委託業務のみを見ると主たる部分の再委託に該当する観があるが、県観光協会は各種データ等の継続的な収集及び分析を役割の一つとして求められる都道府県DMOに登録されており、いわて観光DMP自体の運営や、いわて観光DMPを活用したマーケティングに基づく情報発信・プロモーションの戦略的な実施、イベント・プロモーション実施後における効果検証等を県と一体で行うこととされている。このため、デジタルマーケティング事業自体を県観光協会を介し行う必要性を認めるものの、県として再委託の承諾を行う際には、主たる部分の再委託の禁止に抵触しない理由等をあらためて整理されたい。	商工労働観光部	観光・プロモーション室	措置済	令和7年度以降の委託業務における、書面による再委託の申請及び承諾手続の実施に合わせて、再委託の理由を整理しているもの。

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当課等	措置計画（令和8年8月1日現在）	
						区分	概要
事業の有効性 （事業内容の 検討）	意見	24	■受託者である岩手県観光協会のより一層の体制整備について いわての新しい観光推進体制整備事業業務の委託先である県観光協会は、令和6年度末時点で役職員数8名のうち4名を県からの派遣職員が占め、DMOの登録申請時における「観光地域づくり法人形成・確立計画」でも、いわて観光DMP構築等に関する業務を担当するデータ分析に基づいたマーケティングに関する責任者（CMO：チーフ・マーケティング・オフィサー）は県からの派遣職員とされている。 「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」（令和7年3月25日改正観光庁）では、「観光地域づくり法人の組織の確立」で「出向者が中心となっている組織では、専門的なスキルの蓄積や人脈の継承が困難である」として、「組織全体の専門性を維持、向上できるよう、プロパー職員の確保及び育成と、即戦力となる外部人材の登用の両面から取組を講じることが必要」とされている。 現状、いわて観光DMPに関する業務の多くは株式会社JTBへの再委託に依拠している状況だが、今後、県観光協会が都道府県DMOとして、より岩手県の実態に即した情報発信等を自律的かつ継続的に行えるよう、専門知識を有する人材の確保も含めた体制整備を県観光協会に対して促すとともに、県としても必要な支援を検討されたい。	商工労働観光部	観光・プロモーション室	措置予定	岩手県観光協会の体制については、令和8年度から、県及び岩手県観光協会において、望ましい体制や県の支援を含めて検討を行う予定としている。
情報の管理及び分析の必要性	意見	25	■補助対象事業者における支店の取扱いを定める記載内容について いわて教育旅行誘致促進事業費補助金交付要綱では補助対象事業者を「旅行業法及び同法施行規則の規定に基づく登録を受けた旅行業者」とし、いわて教育旅行誘致促進事業Q&Aで「支店ごとの申請はできない」として必ず事業者単位での申請が必要と明記している。 一方、旅行業者の中には、営業活動を行う地域に支店を設置している事業者も多く、本補助金の申請を支店単位で行っているものも見受けられる。県は、本補助金の申請上限額を一事業者で200万円と規定し、事業者単位での上限額を明確にする意味で支店ごとの申請はできないことをQ&Aに明記したが、支店単位での申請についても受け付けている。その上で、補助金の上限額計算においては、事業者単位で集計し、補助金支給の可否を判断している。 Q&Aの記載は、申請を検討する事業者が誤った理解をする可能性があり、補助金事業を運営する上で実務的には必要のない記載であるため、削除するか、実務に即したより詳細な説明を追加することが求められる。	商工労働観光部	観光・プロモーション室	措置済	令和8年度の同補助金のQ&Aに、支店ごとの申請は可能であるが、1事業者当たりの補助金申請上限額2,000,000円は、支店単位ではなく事業者単位での申請額の合計に対して適用される旨を追記し、実務に即した説明となるよう対応した。
事業の有効性 （事業成果の 把握）	意見	26	■推進業務の成果の把握について 令和6年度の推進業務は、参加者の目標人数が25人以上で、実際の参加者数も25名であり、受託者は、その対応など仕様書の内容を誠実に履行している。 一方、同業務の目的は「参加者に地域の魅力や観光業の魅力を知っていただくことで、本県の観光業の魅力向上を図ろうとするもの」であるが、参加者のアンケートからは、地域の魅力を知ってもらうという目的は実現していると思われるものの、観光業の魅力を知ってもらうことができたのか、観光業の魅力向上が図られているのかは、今後、県が検討するべき事項と思われる。 また、人手不足が深刻な観光業において、観光業の魅力向上・発信が必要としているが、同事業が観光業の人手不足の一助になり得たのかは現時点では判断が難しく、25名の参加者のうち何名が将来観光業に携わることになったのかを確認する必要があり、県がそのような追跡を行えるかがポイントと考える。 加えて、岩手との接点を作り、交流人口・関係人口の創出に繋げていくとしていることから、同業務による接点の作成のみならず、交流が今後も継続していくのかについても、追跡が必要である。 県は、受託者が仕様書に定める業務を履行したことで終わりとするのではなく、今後の状況にも留意する必要がある。	商工労働観光部	観光・プロモーション室	措置済	参加者から提出される「実施レポート」の内容を見直し、観光業の魅力や本事業への参加を通じた心境の変化がより具体的に把握できるよう、設問内容及び構成の改善を行う。 令和6年度の参加者の2名が県内に就職したことを把握しており、今後においても、可能な範囲で参加者の追跡を実施する。 また、同事業終了後も、事後フォローとして参加者へのヒアリングを実施してきたところであるが、今後は、メールマガジンの配信や就職情報の提供等を実施することで、体験の機会の提供に加え、就職及び定着までを見据えた支援の充実を図る。

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当課等	措置計画（令和8年8月1日現在）	
						区分	概要
施設や設備に係る事項	意見	27	■県立船越家族旅行村の施設の撤去について 船越家族旅行村は、県が山田町の土地を借り受けて県が整備したものだが、東日本大震災津波等により現在供用を一部休止中であり、今後、用途を廃止して土地を山田町に返還するとしている。家族旅行村内に県が設置した施設は、返還にあたり撤去するとしているが、一部、現状のまま活用するものもある。 施設の多くは施設開設時や平成初期に設置されたもので、建設資材にアスベストが含まれている可能性があるほか、撤去予定の焼却炉は事前のダイオキシン調査が必要とされている。 県は、令和7年度中に必要な施設の撤去を行い、土地を山田町に返還することだが、撤去費用の上昇が続いている昨今の状況を踏まえ、早急に対応を図る必要がある。	商工労働観光部	観光・プロモーション室	措置済	令和6年度にワンバクジャブジャブ広場の更衣室、水道施設、ポンプ室及び芝生広場倉庫のアスベスト及びPCB含有調査、また、多目的広場の焼却炉ダイオキシン類等調査を実施の上、令和7年度に必要な施設の撤去、土地の返還を実施した。
施設や設備に係る事項	意見	28	■八幡平山頂レストハウスの修繕対応について 八幡平山頂レストハウスは、八幡平山頂地区を訪れるハイカーや観光客の便利と利用誘致拡大を図るために設置された施設で、平成16年に岩手・秋田両県が合同で整備し、平成16年7月から供用を開始している。施設の管理運営は岩手県が八幡平市に委託しており、八幡平市は一般社団法人八幡平市観光協会に再委託している。 令和6年度に民間事業者と770,000円で契約して実施した地下2階室外発電機関連部品交換工事に際し、同者から提出された「整備実施記録表」には、2つの推奨事項（①漏れが生じている2号機の冷却水ホースの交換、②故障し通信出来なくなっている遠隔監視装置の交換）が記載されている。①は、令和7年度当初予算で費用を措置し、9月末に交換作業が完了している。②は、令和7年4月の開館時に通信可能となっていることを管理者に確認している。 レストハウスの営業期間は、八幡平アスピーテライン・八幡平樹海ライン開通期間の4月中旬から11月上旬とされている。①については、令和6年9月30日に報告を受けてから1年後の対応はタイミングが遅いと思われる。また、②については、施設管理者が日常業務において把握しておくべき事項で、民間事業者からの報告の前に対応しておくべき事項と思われる。 レストハウスは、適宜、設備改修などの改修工事を行っているが、外壁や天井等の老朽化が進行しているほか、冬季閉鎖期間中の積雪・凍結が原因でガラス・屋根等の破損があることから、対策を講じる必要がある。さらに、経年等により、施設の不具合の件数は、今後増えていく可能性がある。一つの不具合が他の不具合を招かないためにも、修繕が必要な事項については迅速に対応していく必要がある。	商工労働観光部	観光・プロモーション室	措置済	施設の管理運営者と随時、情報共有を図りながら、修繕が必要な事項について優先順位をつけながら対応していく。 【必須】 ・消火器更新 ・非常用発電機蓄電池交換 【今後修繕が必要なもの（優先順位順）】 ・地上1階シャッター防風防雪設備設置工事 ・地上1階手洗器修繕 ・浄化槽上蓋交換修繕 ・トイレブース修繕工事 ・絶縁不良箇所（地下1階排気ファン）修繕 ※優先順位に従い、予算措置できたものから修繕を実施していく。 ※法令等で更新時期が定められているもの以外に優先順位を付している。
施設や設備に係る事項	意見	29	■八幡平山頂レストハウスの設備のリニューアルについて 「整備実施記録表」の【総合所見】には「装置全体に劣化の進行が見られますので今後は装置リニューアルのご検討をお願いいたします」との記載があるが、装置交換に要する費用が高額（約8,600万円）であるほか、「八幡平山頂レストハウスの管理運営に関する協定書」の規定により秋田県の費用負担も発生するため、令和7年度中に関係団体等と今後の施設のあり方を含めた検討を行う予定とされている。 レストハウスは、春の雪の回廊や秋の紅葉など、自然豊かな環境や温泉を巡る八幡平の憩いのスペースとして好評を得ており、また、近年はドラゴンアイの人気増に伴い、来館者も増加傾向である。観光客の利便性を確保し続けるためにも、県は、関係団体等との検討を適切に進め、施設の長寿命化を図っていく必要がある。	商工労働観光部	観光・プロモーション室	措置予定	八幡平山頂レストハウス施設のあり方については、令和8年度中に秋田県との意見交換の場を設定する予定であり、今後の費用負担や来館者の利便性などを考慮しながら、関係団体等と検討を進めていく予定としている。

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当課等	措置計画（令和8年8月1日現在）	
						区分	概要
情報の管理及び分析の必要性	意見	30	■計算書類における資産運用方針等の適切な注記について さんりく基金は、計算書類に記載している「金融商品の状況に関する注記」において、次のとおり誤った資産運用方針等を記載していたことから、適切な「金融商品の状況に関する注記」を行う必要がある。 ① 注記では「債券、株式、投資信託により資産運用をする」旨が記載されているが、さんりく基金の資産運用方針を定める財産管理規程では、運用方法として「定期預金、公債（国債、政府保証債、地方債）、元本保証の金銭の信託」と定めており、両者が整合しておらず、注記の記載が誤っている。 ② 注記では「金融商品の内容」として「投資有価証券は、債券、株式、投資信託であり」と記載されているが、投資有価証券による資金運用は行っておらず、読み手に投資有価証券による資金運用を行っているとは誤認される記載内容であり、当部分の注記内容が適切ではない。 ③ 注記では「市場リスクの管理」として「株式については時価を定期的に把握し、理事会に報告する。投資信託については、関連する市場の動向を把握し、運用状況を理事会に報告する。」と記載されているが、読み手に株式や投資信託による資金運用を行っているとは誤認される記載内容であり、当部分の注記内容が適切ではない。 ④ 公益法人会計基準では、財務諸表に対する注記の中で、指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳を記載することを定めている。指定正味財産から一般正味財産への振替額は、受取負担金の一般正味財産への充当額10,702,704円と、特定資産の取崩による振替額38,944,569円の2つの要因から生じており、正味財産増減計算書でも別掲して表示しているため、振替額の内訳も別掲して表示すべきである。 なお、新会計基準では、指定正味財産から一般正味財産への振替の会計処理が廃止され振替額の内訳の注記も記載を要しなくなるが、経過措置により従前の会計基準を引き続き適用する場合は、振替額の内訳の注記は引き続き記載を要するため、新会計基準の適用時期については留意が必要である。	ふるさと振興部	県北・沿岸振興室	措置済	令和8年5月に取りまとめた令和7年度決算において、計算書類における注記について、財産管理規程との整合及び実際の運用内容に即した記載となるよう修正した。 今後は、関係規程との整合性の確認を徹底するとともに、会計基準に基づく適切な注記の実施を図る。
収益に係る事項	意見	31	■より有利な資金運用方法の検討について さんりく基金は、多額の手元資金を確保しているが、これまでの低金利状況下では安全な定期預金による資金運用を行っており、資金運用収益をほぼ獲得できていない。今般、日銀によるマイナス金利政策の解除や続く利上げによって金利は上昇局面にあり、今後の金利上昇の可能性も十分想定されるところ、さんりく基金の赤字基調の収益構造を黒字に近づけるためにも、安全性を確保しながら資金運用収益を最大化することが重要な課題である。 同基金では、令和7年度に、満期が到来した定期預金から順次、地方債等債券への投資を行っているとのことだが、今後も金利情勢を注視し、低い金利水準の既存運用商品から金利上昇の影響を受けた高い利回りの運用商品へのシフトや、定期預金比較で高利回りの安全性が高い債券等（国債・地方債・政保債・優良社債）による資金運用を行うこと、場合によっては証券会社等の専門家へ相談を行うことなど、より有利な資金運用方法について、多角的な検討を行うことが重要と考える。	ふるさと振興部	県北・沿岸振興室	措置済	令和8年2月に、財産管理規程の改正を行い、運用対象の拡充等を通じて、より有利な資金運用を実施することとした。 今後は、金利動向を注視しつつ、安全性を確保しながら、資金運用方法の継続的な見直しを行うなど、運用収益の向上を図る。

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当課等	措置計画（令和8年8月1日現在）	
						区分	概要
事業の有効性 （事業成果の把握）	意見	32	■支援事業の利用実績に係る分析と活用について 支援事業の利用率は、予算額79,000千円に対し支給決定額は35,280千円と、44.7%に留まっている。 県観光協会及び支援事業を発注した県においては、支援事業の利用実績を分析し、利用率が低調に留まった理由を調べる必要がある。現状、需要に応えた制度になっているか、利用するための手続に使い勝手が悪い点がないかなど、今後の利用率向上に資する分析及び調査が期待される。	商工労働観光部	観光・プロモーション室	措置済	予算額については、県独自集計に基づく教育旅行宿泊人数の令和3～5年平均値から算出しているが、令和6年については、58,131人と大幅に減少（22,249人減）している上、令和7年の入込客数は減少傾向であるため、教育旅行宿泊人数の減から支給決定額が減少したものと考えられる。 また、協会としては、誘致説明会等で関係者に対し十分なPRを実施しており、PR不足はなかったものと認識している。 令和8年度以降は、教育旅行誘致部会の活動や首都圏でのイベント等通じて岩手県の魅力をPRし、誘客を図られるよう取り組む。 令和9年度以降については、事業者の意見を踏まえながら取り組んでいく。
収益に係る事項	意見	33	■公益目的事業の財源確保に資する収益事業等の実施について 県観光協会が実施している収益事業等は、魅力ある観光地域づくりへの支援のための県からの受託事業であり、事業費の約9割が委託費で構成されるほか、他の経費として人件費や販売費を計上すると採算が合わず、現状、赤字となっている。 公益法人が収益事業等を実施する大きなメリットの一つに、公益目的事業の財源確保が挙げられる。すなわち、公益目的事業では十分な収入を得ることが難しいことも多く、事業継続の観点から会費や寄附金、補助金等を受け取るが、それでも十分でない場合には、収益事業等で利益を獲得し、その利益を公益目的事業に充て、安定した経営の維持を確保することとなる。 また、収益事業等から収入を得ることで、法人の独立性・自立性を確保することもメリットの1つに挙げられる。すなわち、補助金や寄附金に依存することが多い公益法人の場合には、その交付元の意思に法人経営が大きく影響を受けるが、収益事業等を行い自前の収入源を持つことにより、資金繰りや今後の事業展開において、法人の独立性・自立性を確保し、柔軟な法人経営が可能となる。 県観光協会においては、現在実施している収益事業等は赤字となっており、加えて当該事業は県からの受託事業であるため、安定した経営や自立した経営の確保といったメリットを享受できていないと考えられる。 県観光協会は県の外郭団体であるため、独自の収益事業等を展開することは難しいことも理解できるが、県及び県観光協会の双方にメリットがある、収益事業等の黒字化が期待される。	商工労働観光部	観光・プロモーション室	措置予定	当該収益事業においては、令和7年度から市町村等に対し有償の調査事業を実施し収入を得ているところであるが、運用コストを賄えるだけの収入額とはなっていない。赤字解消に向けては、価格の見直しや調査事業の受注件数増に対応するための協会のマンパワーの問題など、県及び観光協会において、現状の課題を共有し、令和9年1月までに収益事業のあり方も含めて検討を進める。
情報の管理及び分析の必要性	意見	34	■受取会費の配賦計算方法の見直しについて 県観光協会は、定款で、賛助会員について「この法人の目的に賛同し、これを援助する個人又は団体を賛助会員とすることができる。」と定め、公益財団法人岩手県観光協会賛助会員規程等で、会費など賛助会員に係る必要事項を定めている。 会費の使途は、規程で「毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する」と定められているだけであり、具体的には、県観光協会内で計算過程を設定している。この計算方法を採用したところ、令和6年度の配賦額計算結果は△29,320千円となるが、マイナスでの配賦は実務的にできないため、マイナスを取った数値29,320千円の配賦を行った。 29,320千円の配賦額は受取会費の51.8%であり、50%以上を当該年度の公益目的事業に使用するとした規程には反していないが、配賦額計算がマイナスになることを考えると、計算方法に不備があるといえる。 配賦額計算の結果がマイナスになる場合の計算基準を新たに設け、配賦額計算の実効性が担保される仕組みの構築が必要と考えられる。	商工労働観光部	観光・プロモーション室	措置済	配賦額計算書に結果が負の値の場合は公益目的事業への振替額を①とする、正の値の場合は振替額を②＋③の「絶対値」とする旨の基準を設けた。 【公益目的事業への振替額】 ①会費配賦前 法人会計当期一般正味財産増減額 ②会費配賦前 公益目的事業会計当期経常増減額 ③会費配賦前 収益事業等会計当期一般正味財産増加額の50%（を超えない額）…他会計振替額 ①＋②＋③＝負の値の場合…公益目的事業への振替額⇒① ①＋②＋③＝正の値の場合…公益目的事業への振替額⇒②＋③の絶対値

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当課等	措置計画（令和8年8月1日現在）	
						区分	概要
事業の有効性 （事業内容の 検討）	意見	35	■コンベンション誘致委員会への県の参画について コンベンション協会は、コンベンションの誘致・支援に関して協議し推進することを目的にコンベンション誘致委員会を設置し、年に1度会議を行っているが、県の関係者は委員に就任していない。また、オブザーバーとして盛岡市観光課職員が参加しているが、県からの参加者はいない。 事業者等も巻き込んだ情報共有や意見交換を行うことで、より有効に補助金の活用を図る余地がある。また、県においても、みちのくコンベンション等誘致促進事業補助金の今後の方向性として「コンベンション等の開催件数増加に向け、（公財）盛岡観光コンベンション協会と情報共有等連携を図りながら、誘致活動に取り組みます。」と明記している。 コンベンション誘致委員会は、盛岡市や各関連事業者が一堂に会する貴重な機会であり、年度途中経過を踏まえた軌道修正や翌年度の対策などを検討するのに適したタイミングで開催される有意義な会議であることから、協会は、その誘致活動を効果的に行うため、委員またはオブザーバーとして県に参加を促し、情報共有を適時に図るとともに、必要に応じて県への協力依頼や提案を行う必要がある。	商工労働観光部	観光・プロモーション室	措置済	コンベンション誘致活動に係る情報共有及び関係機関との連携強化を図る観点から、令和8年7月9日開催のコンベンション誘致委員会において、岩手県観光・プロモーション室としてオブザーバー参加の案内を受け、参加した。 引き続き情報共有等の連携を図りながら、誘致活動に取り組んでいく。
情報の管理及び分析の必要性	意見	36	■経営改善状況のモニタリングについて コンベンション協会の令和6年度決算について、盛岡市のもりおか啄木・賢治青春館に係る指定管理業務の終了等により経常収益が22,306千円減少した一方、人件費を中心とした事業費縮減は進まず、当期一般正味財産増減額は8,842千円の赤字を計上している。経常収益に対する比率は△3.9%程度であるが、当該赤字額は令和5年度末における現金及び預金の合計額36,661千円の四分の一程度に相当し、令和6年度末における現金及び預金の合計額は13,302千円減少している。 現状、短期的な資金繰りに支障が生じる状態ではないが、令和7年度以降も同様の規模の赤字が継続して発生した場合、法人の安定的な運営に支障を来すおそれがある。 コンベンション協会は、地元自治体の主導的関与に委ねる法人として位置付けられているが、適切な経営状況の改善がなされなければ、県が出捐した意義が損なわれるおそれがある。令和7年度決算においても損益状況に改善が見られない場合、所管部署は、団体から経営改善策等の検討及び進捗の状況等を適宜聴取する等、安定的な団体運営に向けての改善が図られているかモニタリングに努められたい。	商工労働観光部	観光・プロモーション室	措置済	コンベンション協会において、令和6年度決算における経常収支のマイナスを踏まえ、安定的な法人運営に向けた取組を進める方針が示されているものと認識している。 具体的には、指定管理施設の利用促進による収入確保、業務量に応じた適切な人員配置、事業内容の見直しによる事業費及び管理経費の縮減等に取り組むこととしており、一定の改善に向けた方向性が示されているところである。 県としては、これらの取組の実施状況及び効果について、所管部署を通じて適宜把握するとともに、令和7年度以降の決算状況を注視し、必要に応じて経営改善策の進捗状況等を聴取するなど、引き続き適切なモニタリングに努めていく。 また、協会に対しては、持続可能な運営の確保に向け、実効性のある収支改善が図られるよう、必要な助言等を行っていくこととしている。
情報の管理及び分析の必要性	意見	37	■事業者選定方法の明確化について 三陸鉄道は、物産事業の中心として直営店「さんてつや」の営業やオンラインショップの運営を行い、沿線市町村を中心とした特産品やオリジナルグッズ、定期的なギフト販売を実施している。販売商品はPOSシステムで管理し、日別売上や商品別売上等の実績データを基に分析して仕入数量や店舗内の展示方法に活用しているほか、取引業者は、可能な限り地元事業者を中心に選定しているとのことであった。 しかし、商品や取引業者を選定した過程を明確にする議事録等の記録が残されおらず、事後的な検証等を行うために十分な状況であるとは言えない。 例えば、選定理由や評価基準を明確にすることで、社内外からの説明責任を果たすことも可能になり、また、仮に問題が発生した場合にも原因分析等も容易になる。さらには、過去の記録を活用することにより、次回以降の選定プロセスを迅速化でき、定型的な取引の標準化による業務効率化も可能となる。 特に、県及び沿線市町村等の出資を受ける三陸鉄道は、取引等の透明性の確保が強く求められるため、可能な限り取扱商品や取引業者の選定理由を明確化し、説明できる状態にしておくことが望まれる。	ふるさと振興部	交通政策室	措置済	物販事業における取扱商品や取引業者の選定基準（例：沿線等12市町村内の製造者又は販売者）を令和8年5月に明文化し、運用を開始した。

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当課等	措置計画（令和８年８月１日現在）	
						区分	概要
情報の管理及び分析の必要性	意見	38	■企画列車の利用者数及び収支について 三陸鉄道は、令和6年度に13の企画列車を164本運行し、全体で15,000千円の収入を上げ、収支は4,938千円の黒字、収支率は32.9%である。洋風こたつ列車やこたつ列車、ウニ列車など比較的多額の収支差額を計上し、収支率も高い企画列車が見受けられる一方、収支率が低い企画列車も散見される。 県が公表している「令和7年度 岩手県出資等法人運営評価レポート個別法人編」では、三陸鉄道の事業目標の一つに「魅力的な企画列車等の運行」を挙げ、企画列車等の利用者数の目標値を1.9万人としている。一方、令和6年度の実績は10,939人（企画列車の利用者数3,901人、震災学習列車の利用者数7,038人）で、目標値を下回っている。 三陸鉄道においては、企画列車の利用者数の更なる増加に努めていく必要があり、利用者数が低調な企画列車の改善を図り、収支差額、収支率についても企画列車ごとに開きが生じないよう、対応を図る必要がある。	ふるさと振興部	交通政策室	措置予定	三陸鉄道では外部専門家の経営指導を受けながら経営改善に取り組んでいるところであり、当該専門家の意見も聞きながら、企画列車ごとの収支率を明確にし継続して取り組む企画列車、終了させる企画列車、新たに取り組むべき企画列車の別を年度内に整理していく。
情報の管理及び分析の必要性	意見	39	■ツアーにかかる収益精算書の集約化について I G Rは、イベント毎に「収益精算書」を作成し、イベントの収支状況の集計・確認を行っており、令和6年3月20日に開催した観光列車ツアー「ひなび（陽旅）」で行く のんびり楽しむ北いわてと南あおりの鉄道旅」でも収益精算書が作成されている。収益精算書は3枚作成されており、その合計にてツアーの総収入が1,497,510円、総支出が784,011円、利益が713,499円であることがわかる。収益精算書を3枚作成している理由は、販売経路の区分（直売か旅行社を通す売上か）、切符区分（グリーンか普通か）等の違いにより各収益精算書を作成しているためであった。 現状では、収益精算書が3枚に分割されており、これでは一目でツアー全体の収支状況を把握することが難しいほか、支出が特定区分（グリーン席・直売）の収益精算書に多額に配賦されている状況にあり、各区分における合理的な収支状況が示されていない。ツアーの収支状況を明瞭に把握するために、ツアー全体での収益精算書を作成することが望まれるほか、各区分の収支状況を把握するためには、支出項目を各区分に合理的な基準で配賦することが必要と考える。	ふるさと振興部	交通政策室	措置済	本事案のように清算書が複数枚の合計で処理しても経理上の問題はなかったものの、今後清算書が複数枚になる場合には合計の清算書を作成することとした。
事業の有効性（事業成果の把握）	意見	40	■K P I の達成状況について I G Rは、中期経営計画（前期：令和5年～令和9年）でK P I（重要業績評価指標）を定めており、観光事業関連のK P Iは「企画きっぷ利用者数」、「企画列車運行日数」及び「自治体連携事業数」である。 令和6年度時点での達成状況を見ると、「企画きっぷ利用者数」と「自治体連携事業数」は目標設定年度である令和9年度を待たずに達成している一方、「企画列車運行日数」は未達成である。 上記K P Iは令和9年度までの達成を掲げているため未だ時間的な余裕はあるが、「企画列車運行日数」は監査実施年度である令和7年度においても令和6年度と同水準のことであることから、今後、令和9年度までの間に達成するための具体的な計画を立案しておく必要がある。	ふるさと振興部	交通政策室	措置済	監査意見を踏まえ、目標達成に向けた社内検討を行った結果、令和8年度は16日（17本）の運行を計画しており、前倒しでK P Iを達成する予定である。 ※8月1日現在、4日（5本）実施済み。加えて今後、年度内に12日（12本）の運行を計画。

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当課等	措置計画（令和8年8月1日現在）	
						区分	概要
事業の有効性 （事業内容の 検討）	意見	41	■教育旅行誘致への取組の強化について 地場産業振興センターは、地場産業振興事業の一つに体験学習事業を位置付け、修学旅行での体験学習の会場として施設を活用し、地場産業の歴史や民芸品の宣伝紹介を行っている。県も、みちのく岩手観光立県基本条例に定める観光基本方針に「感動を覚え、心に残る修学旅行、遠足、野外活動など、学校行事における魅力ある教育旅行を提案することを促進し、県外からの誘致などを推進すること」を掲げて教育旅行の誘致を図っており、盛岡手づくり村は県央における教育旅行の拠点施設と言える。 一方、盛岡手づくり村における教育旅行の利用者数は、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響から令和元年度を底に急減し、一旦は回復したものの令和4年度以降は減少に転じ、令和6年度は令和元年度を下回る水準にまで落ち込んでいる。 修学旅行を始めとする教育旅行の誘致のためには、既に候補の一つとして事前調査で来訪する学校教諭等に対する働き掛けだけではなく、それ以外の新たな学校に対する働き掛けや、実際の教育旅行を手配する旅行代理店に対する働き掛けが重要であることから、教育旅行説明会に継続的に参加し誘致に努めるとともに、旅行代理店への継続的な情報提供や働き掛けに努める等、教育旅行誘致への取組の強化を図られたい。	商工労働観光部	産業経済交流課	措置済	当該意見に対しては、教育旅行誘致の強化に向け、営業体制の構築及び取組内容の充実に係る措置を講じた。 具体的には、令和8年4月1日から旅行代理店（JTB）職員を配置し、教育旅行及び団体旅行を重点ターゲットとした営業体制を整備した。この体制のもと、旅行代理店との連携強化、学校教員向け事前視察への対応充実等の取組を実施している。 あわせて、教育旅行向け体験メニューについて、南部鉄器、せんべい焼き及び冷麺づくり等の体験コンテンツの磨き上げを行うとともに、SDGsや伝統文化、地域産業学習との連動及び外国語対応を含めた説明資料の整備を実施した。 さらに、広域観光連携による誘客を推進するため、盛岡つなぎ温泉観光協会、小岩井農場及びJR東日本盛岡支社等との連携体制を構築し、盛岡西部地域全体での教育旅行誘致の取組を推進している。 加えて、受入環境の向上を図るため、ホームページにおけるAI翻訳機能の導入等により、多言語対応の強化を実施するとともに、教育旅行予約システムの導入に向けた対応等を行った。 これらの措置により、教育旅行誘致に係る体制整備及び受入環境の向上を図ったところであり、引き続き運用及び改善を図りながら継続して実施していく。
施設や設備に係る事項	意見	42	■展示資料室における展示品説明方法の充実について 地場産業振興センターでは、地場産業の振興・発展を目的として、建物2階フロアに常設の展示資料室を設け、染・織物及び鉄瓶等の伝統的な工芸品、地場産業の歴史や製造工程、製作者等を実際の製造器具や資料パネル等で紹介している。 展示品の内容等には興味深いものも多いが、現状、展示品の説明は文字や写真を中心とする資料パネル等の掲示にとどまっており、説明用に上映するビデオ映像は故障により稼働していないため、映像や音声等による視覚的・聴覚的な印象付けに乏しく、特に教育旅行の参加者のように時間的な制約のある入場者に対し、折角の機会を十分に活かしきれていない。 入場者に展示品を説明する方法は様々あり、多額の設備投資を行わなくとも、例えば各展示資料について音声QRコードを設置することで、スマートフォンにより展示品の説明を文字や音声、動画等で提供することや、多言語による外国人への対応も可能となる。 展示資料室における展示は、各工房等におけるものづくり体験とともに盛岡手づくり村の魅力を構成する重要な要素になり得るものであることから、今後、教育旅行の参加者を始めとする入場者に対してより印象深いものとするよう、展示品説明方法の充実を検討されたい。	商工労働観光部	産業経済交流課	措置済	当該意見に対しては、展示資料室における展示品説明方法の充実に向け、現状の課題を整理のうえ、具体的な対応方針について検討を行った。 その結果、従来の文字・写真中心による静的な展示方法に加え、映像・音声等を活用した視覚的・聴覚的な情報提供や、教育旅行への対応を踏まえた分かりやすい解説、多言語対応の充実が必要であることを整理した。 これを踏まえ、施設全体の運営見直しの中で、展示資料室については令和8年度から休止することとし、今後は以下のような手法により展示機能を補完する方針とした。 ・展示資料や製作工程等について、写真・動画・音声等を活用したデジタルコンテンツとして整理すること ・各工房や体験場所、売場等において、QRコード等を活用し、来館者がスマートフォン等により解説情報を取得できる仕組みを導入すること ・教育旅行に対応した学習内容や、英語等の外国語による多言語解説の充実を図ること これらの検討を通じて、展示資料室に依存しない新たな情報提供手法への転換方針を具体的に整理したところであり、当該方針に基づき段階的に実施している。

項目	区分	No.	指摘等事項	所管部局	担当課等	措置計画（令和8年8月1日現在）	
						区分	概要
施設や設備に係る事項	意見	43	■施設の有効活用に資する取組の検討について 盛岡手づくり村の施設各所において利用されていないスペースがあることから、今後、これらの有効活用に取り組むことが望まれる。 昭和61年の開業当初と建物の利用状況が変わって当然ではあるが、物置として利用しているスペースや年間数回しか利用しない厨房・食堂は、今後、大規模改装を含めた利用形態の模索が必要である。センターは事業活動の場所を1階に集約し、2階全体を敢えてデッドスペース化することも考えているが、その形で大規模な団体旅行などを受け入れられるのか慎重に検討しなければならない。 また、同施設は各種工房で地場産業の体験や実演が楽しめるようになっているが、平日は実施していない工房などが見られた。修学旅行などは平日しか訪れないため、出来る限り柔軟な対応が望まれる。 同施設の本来の目的は盛岡の地場産業の振興である一方、観光目的の来訪者による利用料等が同施設の維持に必要な財源となっているほか、県内外からの来訪者に盛岡の地場産業を知り体験してもらうことで、多くの人に製品が受け入れられることとなるため、本施設における観光客誘致に係る事業は重要である。財団は、コンサルティング事業者などの支援も受けて既に多くの施策を考案中であるが、これらの提案も含めて引き続き観光的視点も取り入れた事業に取り組むことが望まれる。	商工労働観光部	産業経済交流課	措置済	当該意見に対しては、施設の利用状況を踏まえた有効活用及び運営効率化に向け、施設機能の見直し及び活用方針の整理等に係る措置を講じた。 具体的には、施設全体の資源集約化及び維持管理コスト削減の観点から、事業機能の1階への集約化を進めるとともに、2階展示資料室を休止し、利用状況に応じた施設運営への見直しを実施した。あわせて、全館冷暖房の見直し等を行い、運営コストの適正化を図った。 また、未利用スペースについては、施設全体の再編方針を整理し、新規事業者の育成、若手クラフト作家支援及び体験型観光の強化等に向けた考え方を整理した。 さらに、観光拠点機能の強化を図るため、インバウンド対応、物販機能の強化、イベント活用及び西部地域との連携強化に係る取組を実施するとともに、令和8年4月から外部アドバイザーを導入し、専門的知見を活用した運営改善を実施している。 あわせて、施設再編及び未利用スペースの活用に当たっては、宿泊税や国庫補助制度等の外部財源の活用に向けた検討を行うとともに、関係機関との協議・調整を実施した。 これらの措置により、施設の利用実態に即した機能再編及び有効活用に向けた基盤整備を図ったところであり、施設の再編及び活用については段階的に実施している。